

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 健康福祉部薬務課

法令名	麻薬及び向精神薬取締法	法令の番号	昭和28年第14号				
不利益処分の種類	向精神薬取扱責任者の変更命令	根拠条項	第50条の4 1				
処分基準	<p>県知事は、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者（以下「向精神薬営業者」という。）が置く向精神薬取扱責任者について、これらの者がこの法律その他薬事に関する法令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反したとき、又はこれらの者が向精神薬取扱責任者として不適当と認めるときは、その向精神薬営業者に対して、その変更を命ずることがきる。</p>						
対応区分	2 聴聞の実施 弁明の機会の付与	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課	目次NO	21